

68 明治13年11月15日 菊池長閑

第一号十三年十一月十五日記

本月八日附昨日達す宿所番地申越ニ付昨日直ニ帰京并寄留届ヲ出たり電信不達あるよし初去月廿二日ニ着鎖云々お波へ宛一信同日返信読ぬ云々第二信廿三日又返信郵便ヲ待テ云々第三信本月二日難登云々第四信右之通也必竟宿所番地書状ヲ以早速可申越処当ニならぬ電信ニ任せ後南部邸番号ニ引戻たらハ其子細書記をハ宜ニさもなく等閑ガ右之行違ニ至候何時互ニ要用報知する事難計爾後転宿するあらハ必早速郵便を以通知するへし当年中ニハ帰京するよし着已来之処も何様之都合ありて早速帰京成らぬもの也其事柄心得居れハ夫形之心済しもするもの也況や御母上様御安心にも成候間事柄委敷承り度候去ル三日ニ為換取組左之証書書留にして差出候

記 番号無番

一金百円 通用金九円

右之通盛岡村井様為御登京爰元ニ於て請取為替取組候条此代金東京表手形着五日限り沢田忠兵衛様へ無相違御渡被下度

明治十三年

高橋源八

十一月三日

盛岡出張

東京出張

高橋忠太殿

吉助

右上封貴様於波名宛南部邸肩書にして差出候筈十日前後ニハ達候事と思はるゝ万一不達なれハ郵便局へ談合候間無念猶又申遣候

去ル十一日ニも百円四十五銀行為換取組右証是又書留ヲ以差出候番地区ニ右行違を恐れ上封長山殿衛ニ致候是又達次第早速報知するへし

去ル三日ニ洪紙包にて筒目形五貫四百弍拾目通運会社へ依頼候多分翌四日出立十五日振ニ而着京之見込後れても廿日頃までにハ着候半若延引候ハ其許通運之方聞配方可有之入品

- 縮糸織綿入 二ツ 羽二重鼠小紋 同 一ツ
- 縮緬 二反 くるみ糖 二箱
- 松寿糖 二箱

右貴様お波兩名宛肩書南部邸也

武夫殿

長閑

此度ノ番号用候貴様方々も此返事ノ番号附へし往復之用紙互ニ取究申度此如き野紙なり又半紙なりに定可申候先達薰写真二枚お波へ遣受取たる也序ニ咄可申候

(封筒表)

「東京九段中坂万年屋

小林利兵衛殿方ニテ

菊池 武夫 殿

至急要用

(消印1) (消印2)

(封筒裏)

「岩手県盛岡加賀野

八十六番

菊池 長閑

(消印3)

(消印1・2)

「盛岡・陸中・一・二九・□□□□^(午前)

(消印3)

「東京・一三・二二・五・い」